

戦後日本における英米の図書館専門職論の導入に関する考察

春田 和男
(東京家政大学)

【要旨】

文献調査を基に、戦後、英米の図書館専門職論について、どのような内容が、どのような形で紹介され、導入されたのかを明らかにし、考察を行った。その結果、①多くの紹介者が挙げている英米の図書館専門職論には、米国の社会学者のグードが1961年に発表した論文と、米国の産業社会学者のウィレンスキーが1964年に発表した論文の2本があること、②グードの論文では専門職の特徴と図書館員の専門職性、ウィレンスキーの論文ではある職業が専門職化するまでの過程が紹介されていること、③グードとウィレンスキーの論文を両方紹介している大学教員がおり、他の関係文献も参考に、準専門職の概念を紹介しているほか、職能団体の重要性について指摘していることが明らかになった。

1. はじめに

(1) 研究の背景

日本国憲法の精神に則って制定された教育基本法には、生涯学習の理念として、国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならないと規定されている。この理念の下、社会教育に関しては、国および地方公共団体がその振興に努めるために設置する施設として、図書館、博物館、公民館等を挙げている（教育基本法第3条、第12条）。各社会教育施設における利用者へのサービスの充実には、職員の果たす役割が重要である。

上記の社会教育施設の職員のうち、公立・私立図書館に置かれる専門的職員を司書・司書補と称すると図書館法で規定している。公立図書館は地方公共団体、私立図書館は日本赤十字社、一般社団法人、一般財団法人が設置する図書館である（図書館法第2条、第4条）。『図書館情報学用語辞典』第4版によると、専門的な職務を専門職が管理・運営していく制度のことを、専門職制度と定義し、図書館の専門的職員も専門職に含まれると指摘している¹⁾。つまり、図書館の専門的職員は専門職であるという考え方を採っている。専門職とは、『現代社会学辞典』によると、高度の学識と訓練に基礎づけられた、秘儀的な専門技能サービスを依頼人の求めに応じて有償で提供する職業のことである。専門職には奉仕性と倫理性が要求され、そのために社会的威信の程度が高い職業である²⁾。

その一方で、『図書館用語集』4訂版では、専門職としての司書の立場には、法的に不安定な要素が含まれていると指摘している。その理由として、図書館法では公立・私立図書館に必ず司書を配置しなければならないという規定がないこと、図書館における専門的業務の内容が必ずしも明確ではないことなどを挙げている³⁾。

上記の事情から、図書館の専門的職員が実質的に専門職となるために、専門職論についての学習や研究が行われてきている。その一環として、図書館の専門的職員が専門職として扱われている、英米の図書館先進国における専門職論が紹介されてきた。

(2) 研究の目的と意義

本稿の目的は、戦後、英米の図書館専門職論について、どのような内容が、どのような形で紹介され、導入されたのかを明らかにし、考察を行うことである。先行研究については、英米の図書館専門職論を紹介した文献は存在するが、英米の図書館専門職論の日本への導入について詳しく考察した研究は見られない。このため、本稿によって、日本に導入された英米の図書館専門職論が有効だったのか、どのくらい影響があったのかについて考えることの一助としたい。

(3) 研究の方法

まず、戦後、英米の図書館専門職論について紹介している文献を収集し、その内容を分析して、どのような内容が、どのような形で紹介されているのかを明らかにする。紹介者には当時の所属を付記し、敬称を省略した。次に、多くの紹介者が挙げている英米の図書館専門職論の基になっている文献を収集し、その内容を分析することによって、その紹介者が、基になっている文献を正しく紹介し、日本に導入されたのかについて検討する。

なお、本稿では、司書・司書補を既述のように定義し、以下で用いる。このほか、図書館の種類を問わず、図書館に勤務する専門的職員のことを、図書館員と定義して使用する。例えば、公立・私立図書館だけでなく大学図書館の専門的職員も含めた形で専門職論を展開している場合には、司書・司書補ではなく図書館員という用語を使う。

(4) 論文の構成

本稿は6章からなる。第1章では研究の背景、目的、意義、方法、論文の構成について論じた。第2章では戦後日本で紹介されている英米の図書館専門職論を年代別に整理し、第3章では多く紹介されている英米の図書館専門職論の内容を整理する。第4章では紹介者が基にしている文献を参照し、正しく紹介しているかについて検討する。第5章では研究結果のまとめと考察を行い、第6章では今後の課題を述べる。

2. 英米の図書館専門職論の紹介

(1) 1960年代

五味郁子（東京大学附属図書館）は、1964（昭和39）年に刊行された『現代の図書館』2巻1号で、グードが1961年に発表した米国における図書館員の専門職性に関する論文を全訳している⁴⁾。また、法社会学者の石村善助（東京都立大学）は、1969年に出版された『現代のプロフェッション』の中で、図書館員の専門職性について論じる際に、グードの論文を紹介している⁵⁾。

(2) 1970年代

大城善盛（京都産業大学）は、1979・1980年に、専門職の性格もしくは特性を検討し、図書館員を専門職化する場合、どのような点に留意すべきかを考察した論文の中で、グードの論文を紹介している。このほか、専門職の概念規定ではグリーンウッドと社会学者の竹内洋（京都大学大学院生）の論文⁶⁾に基づく形でミラーソン、専門職の持つ秘儀的知識ではジョンソンの文献、職能団体に関する考察ではカーサンダースの文献とウィレンスキ

一が1964年に発表した論文を紹介している⁷⁾⁸⁾。

(3)1980年代

久保輝巳(関東学院大学)は、1983年に出版された『公共図書館職員論』の中で、ある職業集団にとって倫理綱領はどのような意味をもつのか、専門職化の過程の中でどのように位置づけられるのかについて考察する際に示唆を与えてくれる文献として、ウィレンスキーの論文を紹介している⁹⁾。

(4)2000年代

葉師院はるみ(京都大学大学院生)は、2001、2004、2005、2006年に、図書館員をめぐる専門職論について再検討する論文の中で、専門職の定義ではフレックスナー、グリーンウッド、竹内の論文に基づく形でミラーソン、諸職業が専門職の特質を獲得していく順序に関する研究成果ではヒューズ、キャプロー、ウィレンスキー、ウィンター、米国における図書館専門職論ではバトラー、エニス、グード、ノースの文献を紹介している¹⁰⁾¹¹⁾¹²⁾¹³⁾。

葉袋秀樹(図書館情報大学)は、2001年に出版された『図書館運動は何を残したか：図書館員の専門性』の中で、久保によるウィレンスキーの論文の紹介を取り上げている¹⁴⁾。

渡邊斉志(国立国会図書館)は、2008年に出版された『公共図書館の論点整理』の中で、グードが1977年に出版した社会学に関する著書とその翻訳書を紹介している¹⁵⁾。ただし、グードが1961年に発表した論文については紹介していない。

3. グードとウィレンスキーの論文の紹介内容

前章から、日本の研究者・図書館員が多く紹介している英米の図書館専門職論は、米国の社会学者のグードが1961年に発表した論文¹⁶⁾と、米国の産業社会学者のウィレンスキーが1964年に発表した論文¹⁷⁾であることが明らかになった。本章では、日本の研究者・図書館員が、それぞれの論文をどのように紹介しているかについて明らかにする。

(1)グードの論文

1)五味による翻訳

五味は、グードの論文を全訳している。しかし、グードの論文に対する個人的な見解については述べていない。五味による全訳を簡潔に要約すると次のようになる。米国の図書館員が完全に専門家として独り立ちするかどうかは疑わしい。専門職の特徴には、①長期間にわたる専門教育による理論的認識、②集合体すなわち公共サービスへの志向の2点があり、この2点の変革を同時に考えない限り成功しないであろう。ただ、図書館員が完全に専門職化されることはないと主張することは、この職業が今後は専門職化の方向に進展しないであろうと推論することにはならない。

今後の予想としては、(1)図書館員の地位が上昇することに積極的に反対する人はいないため、社会の変化に伴う図書館の充実とともに、図書館員の威光は高くなること、(2)図書館の研究に生涯をかける「リサーチ・ライブラリアン」とでも言うべき新しい職業の範疇が生まれることが挙げられる。過去10年間、図書館員が正しい方向に強く前進するのを目撃してきたが、次の10年間もそれ以上の前進をするだろう。

2)石村による紹介と見解

石村は、グードの論文を、図書館員の専門職性を否定した論文として紹介している。専門職の2つの特徴として、①抽象的知識体系(一般理論)についての長期にわたる特殊な

訓練が行われること、②その活動が公共への奉仕を志向していることを挙げ、この2つの特徴に照らして、図書館員が専門職化の道歩いているか、そのような目標を果たして達成しうるかという問いに対して、グードは否定的な答えを出そうとしていると述べている。

専門職の①の特徴に関しては、図書館員の仕事の基礎をなす知識には、体系的な科学的知識の形成が見られない。図書館員にも一定の学識が存在するが、一般公衆はその存在を知らず、単なる書庫の番人としてしか見ていない。

専門職の②の特徴に関しては、図書館員が利用者に対する図書館利用の支援を行うことはあっても、利用自体は利用者自身の自発的意思によって行われ、図書館員が独自の価値観を持って読者を指導することはできない。図書館員の地位は、公務員にすぎない。また、図書館員が独自の方針に沿って本を獲得し、利用者に提供することはできず、利用者や公衆の要求に沿った本を用意しなければならない。

以上から、図書館員は仕事の性質上、専門職となるべきものを本質的に欠くと結論づけようとしていると石村は述べている。

3) 大城による紹介と見解

大城も、石村と同様、グードの論文を、図書館員の専門職性を否定した論文と位置づけ、既述した専門職の2つの特徴について紹介している。

また、大城は、グードの論文の紹介にとどまらず、専門職の2つの特徴について次のような反論を行っている。専門職の①の特徴に関しては、ジョンソンの文献をもとに、専門的知識とは秘儀的知識のことであり、科学性や論理性とは関係がないと指摘している。専門職における秘儀的知識とは、その知識を基盤にしている職業集団以外の人々が知識を習得することが極めて難しいと社会で信じられている知識のことである。

専門職の②の特徴に関しては、医師、弁護士、牧師といった古典的専門職に関する限り、適合性を持っていたが、高度産業化による職業構造の大きな変動によって、古典的専門職とは全く異質の専門職が現在台頭している中で、もはや専門職の基本要件ではなくなっていると指摘している。②の特徴を強調する欧米の社会学者は、古典的専門職の分析モデルに固執しすぎているのではないかと述べている。

結論では、自身の考察の結果から、(1)専門職の最も重要な特性は自律性であり、職業意識に燃えた職能団体の強い内部結束と外部（社会）に対する絶えざる交渉と闘争によって獲得され、強化されていくこと、(2)自律性を正当化する最大の根拠は専門的知識（秘儀的知識）を持っていること、(3)図書館界では②の特徴を強調し、倫理綱領の作成を模索中であるが、②の特徴は必ずしも専門職の必須条件ではないことを明らかにしている。

さらに、米国の図書館員は、専門職的観点から見れば、専門的知識や自律性等において一段と低いレベルにある準専門職で、わが国の図書館員は準専門職のレベルにも達していないと述べている。我々の運動目標は、まず図書館員を準専門職にすることであり、そのために、サービス理念の称揚のみならず、養成制度の改革、地位・待遇の改善を行うことが重要であると指摘している。

4) 薬師院による紹介と見解

薬師院も、石村、大城と同様に、グードの論文を、図書館員の専門職性を否定した論文として紹介している。また、薬師院は、紹介にとどまらず、次のような見解も述べている。第一に、大城と同様、グードが図書館員の専門職性を否定した際の判断基準は、古典的専

門職をモデルにしたものであると指摘している。第二に、図書館員の専門職性に関する議論に持ち込まれたのは、専門職論の中でも特性理論のみであると述べている。特性理論とは、専門職の固有性を、結果的に獲得した諸特性の中に見出す理論のことである。

(2) ウィレンスキーの論文

1) 大城による紹介と見解

職能団体の結成を専門職の要件の一つに数えた上で、ある職業が専門職化する時に、単なる労働組合的団体から脱皮して職能団体になると紹介している。

また、結論では、個人的な見解として、専門職においても、準専門職においても、地位・待遇の改善運動の中心は職能団体であると指摘している。その面における日本図書館協会や大学図書館関係団体の評価は必ずしも高くないため、奮起を期待したいと述べている。

2) 久保による紹介と見解

専門職化の過程にあるもの、ないしは周辺のものの一つとして、司書を挙げている。ある職業が専門職化するまでの過程については、次の①から⑤の順序をたどっていくと説明している。①仕事を専任で行うようになること、②養成機関の設立、③地域レベル・全国レベルの職能団体の結成、④法律の制定、⑤倫理綱領の制定、の順である。また久保は、個人的な見解として、上記の過程のうち倫理綱領の制定を最重要視していると述べている。

3) 薬師院による紹介

諸職業が専門職としての諸特性を獲得していく順序に関する研究では、多くの職業集団が、専門職としての諸特性を一つ一つ獲得していくことで専門職化すると考えており、この研究の一つとして、ウィレンスキーの論文を取り上げている。

紹介内容は次のとおりである。米国における既存の職業の中から、公認会計士、建築家、獣医師など 18 種類を選び出し、それらが専門職としての諸特性を獲得した時期について検証している。18 種類の職業の中には図書館員が含まれており、学校教師、看護師、薬剤師、検眼士などとともに、専門職と非専門職を区別する境界線上に位置づけられている。

4) 葉袋による紹介

久保による、ある職業が専門職化するまでの 5 段階の過程を説明したのち、倫理綱領を最も重要視していることについて疑問を示している。その理由として、(1)法律の制定よりも倫理綱領の制定を重視していることを示しているだけで、倫理綱領を最重要視していると主張する根拠にはならないこと、(2)倫理綱領は最終段階であり、それ以前の段階を経なければ、倫理綱領の制定へは進めないこと、(3)倫理綱領はそれ以前の段階が前提になっていることから考えても、倫理綱領が最も重要とは考えられないこと、の 3 点を挙げている。

4. 論点の検討

(1) グードの論文における専門職の特徴と図書館員の専門職性

五味、石村、大城は、専門職の特徴として、(1)抽象的知識体系（一般理論）についての長期間にわたる特殊な訓練、(2)公共サービスへの志向の 2 つを紹介している。グードの論文が掲載されている『The library quarterly』31 巻 4 号の 308 ページ左段の 3 行目から 6 行目にこの紹介に相当する文が見られる。以下に引用する。

... (1) prolonged specialized training in a body of abstract knowledge, and (2) a collectivity or service orientation

この英文を訳すと、(1)理論的な知識体系についての長期間にわたる特殊な訓練、(2)共同体またはサービスへの志向となる。

また、五味は、グードの論文を、米国の図書館員が完全に専門家として独り立ちするかどうかは疑わしいと考える一方で、図書館員が今後、専門職化の方向に進展しないであろうと推論することにはならないと訳しているのに対し、石村、大城、薬師院は、図書館員の専門職性を否定した論文として紹介している。翻訳者・紹介者の間で論文の解釈に違いが見られる。ここで、グードの論文では、米国の図書館員の専門職性についてどのように論じているかが論点となる。まず、『The library quarterly』31巻4号の307ページ右段の6行目から14行目に次のような文がある。

... Librarians, nurses, and social workers have spent much energy in trying to professionalize their occupations during the past several decades, but nursing will not become a profession, the other two have not yet become professions, and I am doubtful that the librarians will become full-fledged professionals.

この英文を訳すと次のようになる。図書館員、看護師、ソーシャルワーカーは、過去数十年間、専門職となるために多くの労力を費やしてきたが、看護師は専門職になれないだろうし、残りの2者もまだ専門職にはなれないだろう。そして、図書館員が資格十分な専門職になることに疑いを抱いている。

次に、最後の項目「What can be done?」の第1段落1・2文目、第2段落1文目、第3段落、最終段落の最後の文が重要である。

To assert that the occupation of librarian will not become fully professionalized is not to predict that it will not move further in that direction. The increasing flow of knowledge and the greater dependence of a technological society on our accumulation of knowledge will augment the economic bargaining power of librarians.

Since no one actively opposes the librarians' moves to better their position, these changes will bring with them a higher prestige for the librarian.

Perhaps in time a new occupational category may be created—“research librarian”—someone who devotes his career to library research.

... In the past decade we have witnessed strong moves in good directions, and we can all be pleased that the next decade, if we live through it, will show as much or more.

上記の英文を続けて訳すと次のようになる。図書館員が十分な専門職になれないであろうと断言することは、専門職化の方向に進まないであろうと予測することではない。知識の産出が増加し、技術社会が私達の知識の蓄積により依存するようになることは、図書館員の経済面で交渉する力を増大させるだろう。より良い地位を求める図書館員の動きに反対する人は誰もいないため、上記の社会の変化によって、図書館員の名声は高まるだろう。たぶん、図書館の調査に人生を捧げる「リサーチ・ライブラリアン」という新しい職業の範疇がつけられるかもしれない。過去10年間、私達は、図書館員が正しい方向に力強く動いてきたことを目撃してきた。そして、次の10年間でも、さらに図書館員の力強い動きを目撃することになるだろう。

(2) ウィレンスキーの論文における専門職化の過程

ウィレンスキーの論文では、大城、久保、薬師院、葉袋ともに、ある職業が専門職化するまでの5つの過程を取り上げている。この5つの過程のうち、特に、大城は職能団体の結成、久保と葉袋は倫理綱領の制定に注目している。ここで、ウィレンスキーの論文では、ある職業が専門職化するまでの過程をどのように論じているのかが論点となる。

表1は、ウィレンスキーの論文に掲載されている、米国における専門職化の過程の表を和訳したものである。取り上げている職業は、「確立された専門職」として、公認会計士、建築士、土木技師、歯科医師、弁護士、医師の6職種、「専門職化の過程にあり、専門職と比べていくぶん不十分な職業」として、図書館員、看護師、検眼士、薬剤師、学校教員、ソーシャルワーカー、獣医師の7職種、「新しい職業」として市政担当者、都市計画者、病院管理者の3職種、「専門職とは疑わしい職業」として広告業と葬儀屋の2職種、合計18職種である。

専門職化の過程については、5つの段階よりももう少し細かく、①専任の職業、②訓練学校の設立、③大学での養成教育、④地方の職能団体の設立、⑤全国の職能団体の設立、⑥州の資格法の設立、⑦倫理綱領の制定の7段階に分かれており、それぞれ、最初に達成した年を西暦で示してある。

表1から、米国における専門職化の過程が、必ずしも左から右の段階に順序どおり進むとは限らないことがわかる。図書館員の場合、達成年が定かではない段階があるが、①→⑤→④→②→③→⑥→⑦の順になっている。ウィレンスキーは、特に③と⑥の段階に注目している。『The American journal of sociology』70巻2号の144ページ左段の25行目から30行目で、次のように述べている。

It should be noted that in four of the six established professions in Table 1, university training schools appear on the scene before national professional associations do. In the less-established professions, the reverse pattern is typical.

この英文を訳すと次のようになる。表1において、確立された専門職6種のうち4種（公認会計士、土木技師、弁護士、医師）は、全国的な職能団体が結成される前に、大学での養成教育が開始されていることに注意するべきである。専門職化の過程にある職業では、逆のパターンが典型的である。

また、倫理綱領の制定について、ウィレンスキーは、145ページ右段の36行目から47行目で、次のように述べている。

Eventually rules to eliminate the unqualified and unscrupulous, rules to reduce internal competition, and rules to protect clients and emphasize the service ideal will be embodied in a formal code of ethics. Among new or doubtful cases this may appear at the beginning of a push for professional status . . . , but in ten of thirteen established professions in process it comes at the end . . .

この英文を訳すと次のようになる。ついに、無資格者と不徳な者を排除するルール、内部の競争を弱めるルール、依頼人を守り、サービスの理想を力説するルールを、倫理綱領において具体的に表現することになるだろう。倫理綱領に関しては、新しい職業や専門職とは疑わしい職業では、専門職化の過程の初期に制定されるかもしれないが、確立された専門職と専門職化の過程にある職業では、13種のうち10種（公認会計士、建築士、土木

表1 ウィレンスキーによる米国における専門職化の過程の達成年（西暦）

	①専任の職業	②訓練学校の設立	③大学での養成教育	④地方の職能団体の設立	⑤全国の職能団体の設立	⑥州の資格法の設立	⑦倫理綱領の制定
○確立された専門職							
公認会計士	19世紀	1881	1881	1882	1887	1896	1917
建築士	18世紀	1865	1868	1815	1857	1897	1909
土木技師	18世紀	1819	1847	1848	1852	1908	1910
歯科医師	18世紀	1840	1867	1844	1840	1868	1866
弁護士	17世紀	1784	1817	1802	1878	1732	1908
医師	1700	1765	1779	1735	1847	1780以前	1912
○専門職化の過程にあり、専門職と比べて、いくぶん不十分な職業							
図書館員	1732	1887	1897	1885	1876	1917以前	1938
看護師	17世紀	1861	1909	1885	1896	1903	1950
検眼士	—	1892	1910	1896	1897	1901	1935
薬剤師	1646	1821	1868	1821	1852	1874	1850
学校教員	17世紀	1823	1879	1794	1857	1781	1929
ソーシャルワーカー	1898?	1898	1904	1918	1874	1940	1948
獣医師	1803	1852	1879	1854	1863	1886	1866
○新しい職業							
市政担当者	1912	1921	1948	1914以降	1914	なし	1924
都市計画者	19世紀	1909	1909	1947	1917	1963	1948
病院管理者	19世紀	1926	1926	—	1933	1957	1939
○専門職とは疑わしい職業							
広告業	1841	1900?	1909?	1894	1917	なし	1924
葬儀屋	19世紀	1870	1914	1864	1882	1894	1884

技師、弁護士、医師、図書館員、看護師、検眼士、学校教員、ソーシャルワーカー)が専門職化の最後の段階で制定されている。

このほか、職能団体の結成について、ウィレンスキーは、146 ページ左段の 8 行目から 13 行目で、次のように述べている。

... the teachers and activists then achieve success in promoting more effective organization, first local, then national—through either the transformation of an existing occupational association or the creation of a new one.

この英文を訳すと次のようになる。教員と活動家は、影響力のある組織を作り上げる。最初は地方レベル、その後は全国レベルの組織となる。また、その組織は、既存の職業協会の変化または新しい協会の創造のどちらかによって設立される。

5. 研究結果のまとめと考察

戦後日本において、多く紹介されている英米の図書館専門職論には、米国の社会学者のグードが1961年に発表した論文と、米国の産業社会学者のウィレンスキーが1964年に発表した論文がある。米国の図書館専門職論が中心であることがわかる。

まず、グードの論文に関しては、1960年代に翻訳と紹介がそれぞれ1件、1970年代と2000年代に紹介がそれぞれ1件ある。翻訳者・紹介者の所属をみると、大学教員が2名、大学図書館関係者、大学院生がそれぞれ1名である。

グードの論文の紹介内容では、4名の翻訳者・紹介者のうち3名が、専門職の特徴として、①理論的な知識体系についての長期間にわたる特殊な訓練、②共同体またはサービスへの志向の2つを紹介している。また、1名の大学教員が、専門職の2つの特徴に対する反論を行っている。①の特徴に関しては専門的知識とは秘儀的知識のことであり、科学性や論理性とは関係がないこと、②の特徴に関しては古典的専門職とは異なる専門職が台頭している中で、もはや専門職の基本要件ではなくなっていることを指摘している。

このほか、米国における図書館員の専門職性に関する部分の解釈について、翻訳者・紹介者の間で違いが見られる。米国の図書館員が完全に専門家として独り立ちするかどうかは疑わしいが、このことは、図書館員が今後、専門職化の方向に進展しないであろうと推論することにはならないという翻訳がある一方で、図書館員の専門職性を否定した論文として紹介しているものもある。グードによる研究業績は、1961年に発表した論文以外にもあるため、グードが米国の図書館員の専門職性についてどのような見解を持っていたのかについては今後さらに検討する必要がある。

次に、ウィレンスキーの論文に関しては、1970年代と1980年代に各1件、2000年代に2件の紹介がある。紹介者の所属をみると、大学教員が3名、大学院生が1名である。

ウィレンスキーの論文の紹介内容では、いずれの紹介者も、ある職業が専門職化するまでの過程として、(1)専任の職業、(2)養成機関の設立、(3)地域レベル・全国レベルの職能団体の結成、(4)法律の制定、(5)倫理綱領の制定を取り上げている。この過程のうち、特に(3)と(5)に注目した紹介が見られる。(3)に関しては、原著論文から、職能団体は既存の職業協会の変化または新しい協会の創造のどちらかによって設立されるという部分が紹介されていないことが明らかになった。また、(5)に関しては、倫理綱領の制定を最重要視しているかどうか論点になっていたが、原著論文から、米国における専門職化の過程は必ずしも順序どおりには進むとは限らず、職種によってこの過程が前後する可能性があることが明らかになった。

さらに、グードとウィレンスキーの論文を両方とも紹介している者が2名いる。このうち、1名の大学教員は、両方の論文の内容紹介にとどまらず、英米のさまざまな専門職に関する文献をも参考に、個人的な見解として、専門職の最も重要な特性は自律性であり、職能団体の強い内部結束と外部に対する交渉・闘争によって、自律性を獲得・強化していくと述べている。また、専門職とは別に、準専門職という概念を紹介し、米国の図書館員は準専門職で、わが国の図書館員は準専門職のレベルにも達していないと指摘している。このため、まずは日本の図書館員を準専門職にするために、養成制度の改革や、職能団体を中心に地位・待遇の改善を行う必要を述べている。職能団体の重要性を指摘していることがわかる。

グードとウィレンスキーの論文は米国における図書館員や他の専門職について研究したもので、日本の司書・司書補の状況にそのまま当てはめることはできないが、準専門職という概念や職能団体の重要性については参考になる点があると考えられる。今後の研究課題にしたい。

6. おわりに

本稿では、戦後日本の研究者・図書館員による英米の図書館専門職論を紹介したのち、多くの紹介者が挙げているグートとウィレンスキーの論文を取り上げ、それぞれの紹介内容と論点を検討し、考察を行った。今後は、日本国内の図書館専門職論、準専門職の概念、職能団体について順次研究を行っていきたい。

注記・引用文献

- 1) 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編『図書館情報学用語辞典』第4版、丸善、2013、pp.134-135
- 2) 佐藤守弘ほか編集『現代社会学辞典』有信堂高文社、1984、p.555（八木正執筆）
- 3) 日本図書館協会用語委員会編『図書館用語集』四訂版、日本図書館協会、2013、pp.108-109
- 4) William J. Goode 著、五味郁子訳「司書職の専門化」（『現代の図書館』2-1、pp.39-52、1964.3）
- 5) 石村善助『現代のプロフェッション』至誠堂、1969、pp.17-18、38-40
- 6) 竹内洋「専門職の社会学—専門職の概念—」（『ソシオロジ』16-3、pp.45-66、1971.5）
- 7) 大城善盛「「専門職」に関する一考察—大学図書館司書の専門職化研究(3)—」（『図書館界』31-3、pp.236-242、1979.9）
- 8) 大城善盛「「準専門職」とアメリカの大学図書館司書—大学図書館司書の専門職化研究(4)—」（『図書館界』31-5、pp.331-339、1980.1）
- 9) 久保輝巳『公共図書館職員論』八千代出版、1983、pp.17-21
- 10) 薬師院はるみ「司書をめぐる専門職論の再検討(2)」（『図書館界』52-5、pp.250-262、2001.1）
- 11) 薬師院はるみ「専門職論と司書職制度：準専門職から情報専門職まで」（『図書館界』56-1、pp.2-12、2004.5）
- 12) 薬師院はるみ「図書館の運営と司書職の統制」（『現代の図書館』43-2、pp.67-74、2005.6）
- 13) 薬師院はるみ「図書館専門職論の理論的系譜」日本図書館情報学会研究委員会編『図書館情報専門職のあり方とその養成』勉誠出版、2006、pp.95-110
- 14) 葉袋秀樹『図書館運動は何を残したか：図書館員の専門性』勁草書房、2001、pp.69-70
- 15) 渡邊斉志「第四章 司書職制度の限界」田村俊作、小川俊彦編『公共図書館の論点整理』勁草書房、2008、pp.84-125
- 16) William J. Goode, “The librarian: from occupation to profession?” (『The library quarterly』31-4、pp.306-320、1961.10)
- 17) Harold L. Wilensky, “The professionalization of everyone?” (『The American journal of sociology』70-2、pp.137-158、1964.9)